

京都市告示第 232 号

介護保険法（以下「法」という。）第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者から，法第 115 条の 23 の規定に基づき，当該指定に係る事業所の名称又は所在地の変更について，次のとおり届出がありました。

平成 19 年 9 月 28 日

京都市長 榎本 頼兼

事業所名称（介護保険事業所番号）	届出者	変更内容		変更年月日
京都市丸太町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（2600300012）	医療法人社団 洛和会	変更前	事業所の所在地：中京区西ノ京車坂町 8 番地	平成 19 年 8 月 1 日
		変更後	事業所の所在地：中京区聚楽廻西町 182-11 カーサ聚楽 1 階	

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）